

国家知識産権局長・国家工商行政管理総局 副局長との長官級会合等の開催について

国際課

I. はじめに

本年（2011年）5月3、4日の両日、岩井特許庁長官が中国・北京を訪問し、国家知識産権局（以下、「SIPO」）田力普局長及び国家工商行政管理総局（以下、「SAIC」）付双建副局長との会合を持ちました。

我が国特許庁（以下、「JPO」）とSIPOとは、両特許庁間の協力事項に関する議論や、両特許庁の重要施策についての情報交換等を行う会合を重ねておりますが、今回の会合では、審査の質の向上、特許審査ハイウェイ（PPH）、五大特許庁長官東京会合での特許制度調和の議論開始、実用新案制度に関する意見交換について議論しました。

また、約2年ぶりとなるSAICとの会合では、商標分野における今後の日中協力や東北地方太平洋沖地震に対する救済措置について意見交換を行いました。

II. 会合の概要

1. 国家知識産権局（SIPO）局長との会合

開催日・場所： 2011年5月4日（木） 中国・北京（国家知識産権局）

出席者： JPO 岩井良行長官、SIPO 田力普局長、他



（国家知識産権局との会合にて 写真左から2番目はJPO 岩井長官、右から2番目はSIPO 田局長）

(1) 審査の質の向上

中国における特許出願件数が急増する中、大量の出願に対しても、質の高い審査を行うことが両庁の共通の関心事項として、今後、日中間及び世界各国間の協力を強化することについて合意しました。

(2) 特許審査ハイウェイ (PPH)

両庁長官は、PPHの有効性と重要性について認識し、日中両国において、一定数の案件を用いた検証作業（プレパイロット）に着手することを確認しました。また、ユーザーのPPHに対する関心の高さを踏まえ、プレパイロットの開始を対外的に公表することについても合意しました（5月11日特許庁ホームページにて公表）。

(3) 五大特許庁長官東京会合での特許制度調和の議論開始

企業活動がグローバル化する中、各企業の世界での特許取得を容易なものとするため、特許制度の調和が重要であるとの認識で一致しました。SIPOはJPOの要請を受け、五大特許庁長官（IP5）東京会合（6月23、24日を予定）の下で、特許制度調和の議論を開始することについて合意しました。

(4) 実用新案制度に関する意見交換

中国で急増する実用新案出願の権利行使の在り方について、我が国産業界の関心が高まる中、互いの実用新案制度に対する理解を深めるため、今後、実用新案制度に関する意見交換を実施することに合意しました。



(国家知識産権局との会合出席者)

2. 国家工商行政管理総局 (SAIC) 副局長との会合

開催日・場所： 2011年5月3日（水） 中国・北京（国家工商行政管理総局）

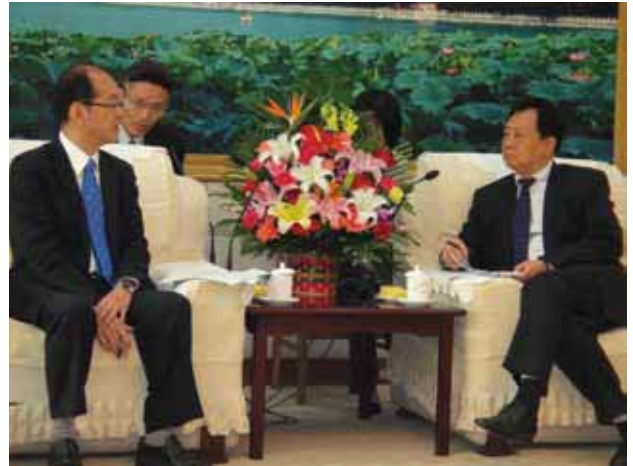
出席者： JPO 岩井良行長官、SAIC 付双建副局長、他

(1) 商標分野における今後の日中協力について

中国における冒認商標問題について、JPOより、SAICの近年の取り組みについて一定の評価をし、その上で、一層の配慮を要請しました。また、今後、両国の協力を深化させることで合意しました。

(2) 東北地方太平洋沖地震に対する救済措置について

SAIC より、中国商標法には救済措置に関する特別の規定がないものの、民法通則の不可抗力により救済可能であるが、そのためには被害証明の提出が必要との説明がありました。また、SAIC より、地震の被害を受けた地域について情報提供をしてほしい旨の依頼があり、JPO は、救済措置に必要な情報の提供に同意しました。



(国家工商行政管理総局との会合にて 左より JPO 岩井長官、SAIC 付副局長)

III. おわりに

今回の会合では、特許審査ハイウェイ (PPH) のプレパイロットの着手の確認、五大特許庁長官東京会合での特許制度調和の議論開始についての合意、商標分野における今後の日中協力への合意など、幅広いテーマについて建設的な意見交換を行うことができ、大変実り多き会合となりました。また、東北地方太平洋沖地震に対する救済措置を発表頂いている SIPO に加え、SAIC から救済可能である旨の説明がありました。今後も SIPO 及び SAIC を始めとする中国の当局とは積極的に会合を行い、両国の知的財産制度の発展に繋げていきたいと考えています。